

令和8年2月4日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事の契約変更について

1 主旨

玉川野毛町公園は、令和5年2月に策定した基本設計に基づき、順次工事を行っており、拡張予定地においては、令和6年度から拠点施設等の工事に着手している。本工事において契約変更の必要が生じ、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行ったため、契約変更の概要等について報告する。

2 契約件名 世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事

3 場 所 世田谷区野毛一丁目18番～23番

4 相 手 方 東京コーポレーション株式会社

5 契約金額 【当初】362,450,000円（税込）

【変更】371,404,000円（税込）

【差額】 8,954,000円（税込）

6 工 期 【当初】令和7年3月4日から令和8年2月17日まで

【変更】令和7年3月4日から令和8年3月17日まで

7 工事概要

（1）構造・階数 【拠点施設】木造、地上1階建て 【ナーセリー】木造、地上1階建て

（2）建築面積 【拠点施設】約650m² 【ナーセリー】約54m²

（3）延床面積 【拠点施設】約431m² 【ナーセリー】約51m²

（4）建物高さ 【拠点施設】約7.5m 【ナーセリー】約4.6m

8 施設概要

【拠点施設】ロビー、体験学習室、厨房、多目的室、事務室、授乳室、公園トイレ、用具倉庫

【ナーセリー】前室、倉庫

9 変更理由

契約締結後、予期しない下記の主な事由による。

- ・想定以上の猛暑により、環境省が公表するWBGT値において値が31以上となった期間を算定したところ、基準を超える日が発生したため、当該作業不能日分について工期延伸をする。
- ・工事に伴い発生した土砂等について、当初予定していた搬出先の体制が整わず受入れが困難となり、搬出先を変更する必要が生じたため。(約270万円増額)
- ・令和7年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。(約200万円増額)

10 専決処分日 令和8年1月13日

11 添付資料 案内図、配置図、平面図

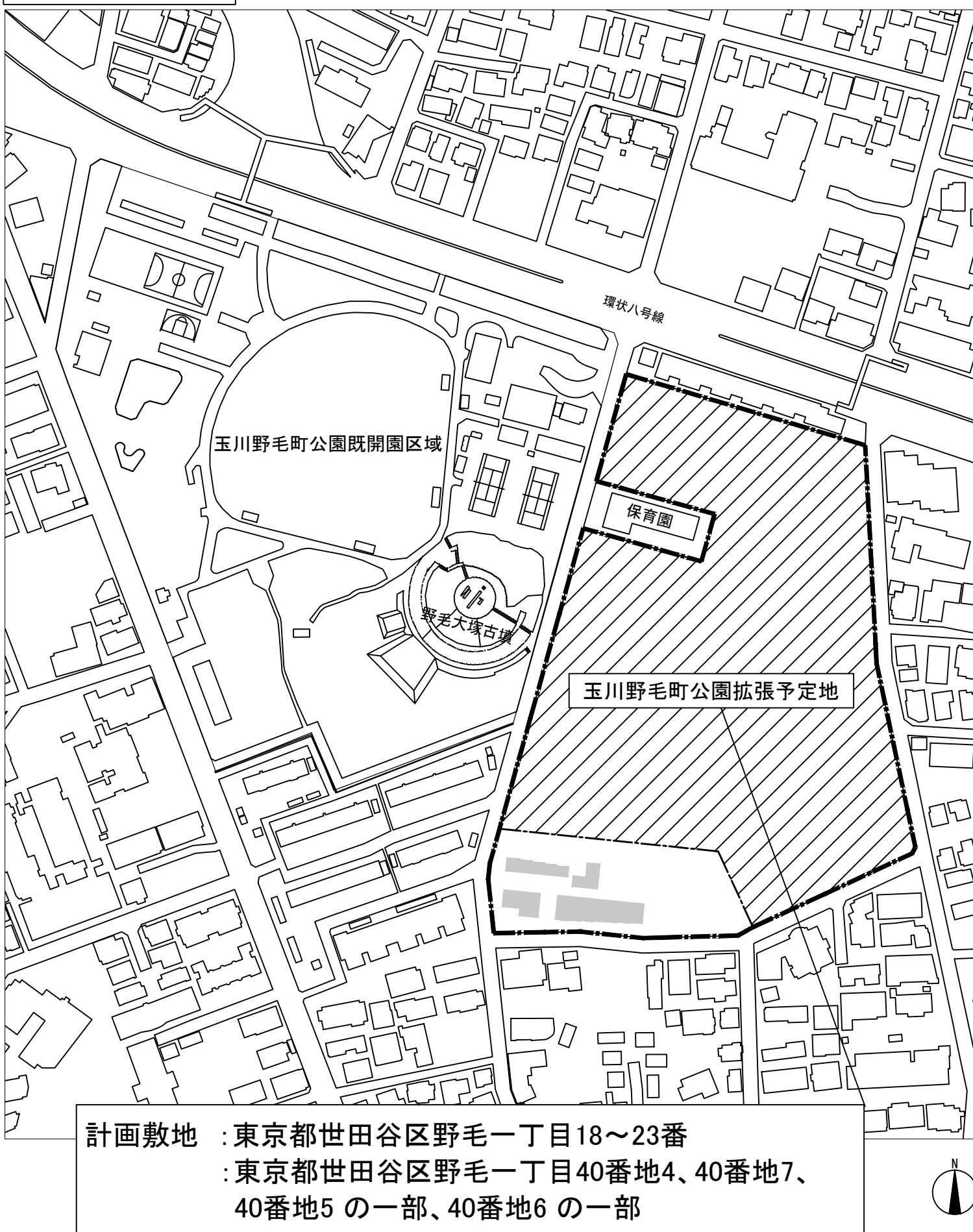
建築物概要表

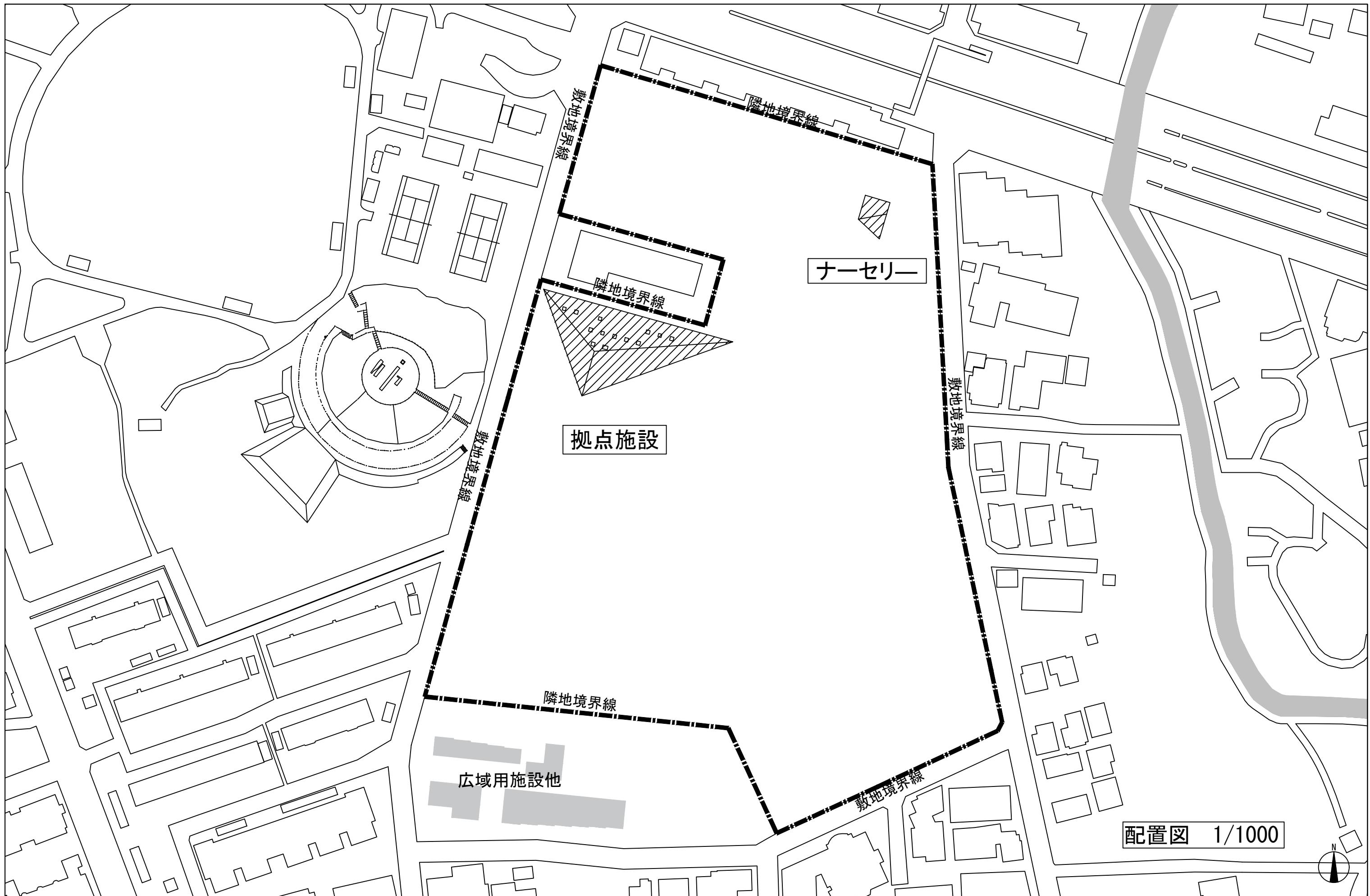
工事名称	世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事	
建築地（住居表示） 建築地（地名地番）	東京都世田谷区野毛一丁目18～23番 東京都世田谷区野毛一丁目40番地4、40番地7、 40番地5の一部、40番地6の一部	
用途地域 区分	第一種中高層住居専用地域 建蔽率50% 容積率150% 準防火地域	第二種住居地域 建蔽率60% 容積率200% 防火地域
敷地面積	23,812.65m ²	
建築構造	木造 地上1階	
施設概要	拠点施設：ロビー、体験学習室、厨房、多目的室、事務室 、授乳室、公園トイレ、用具倉庫 ナーセリー：前室、倉庫	

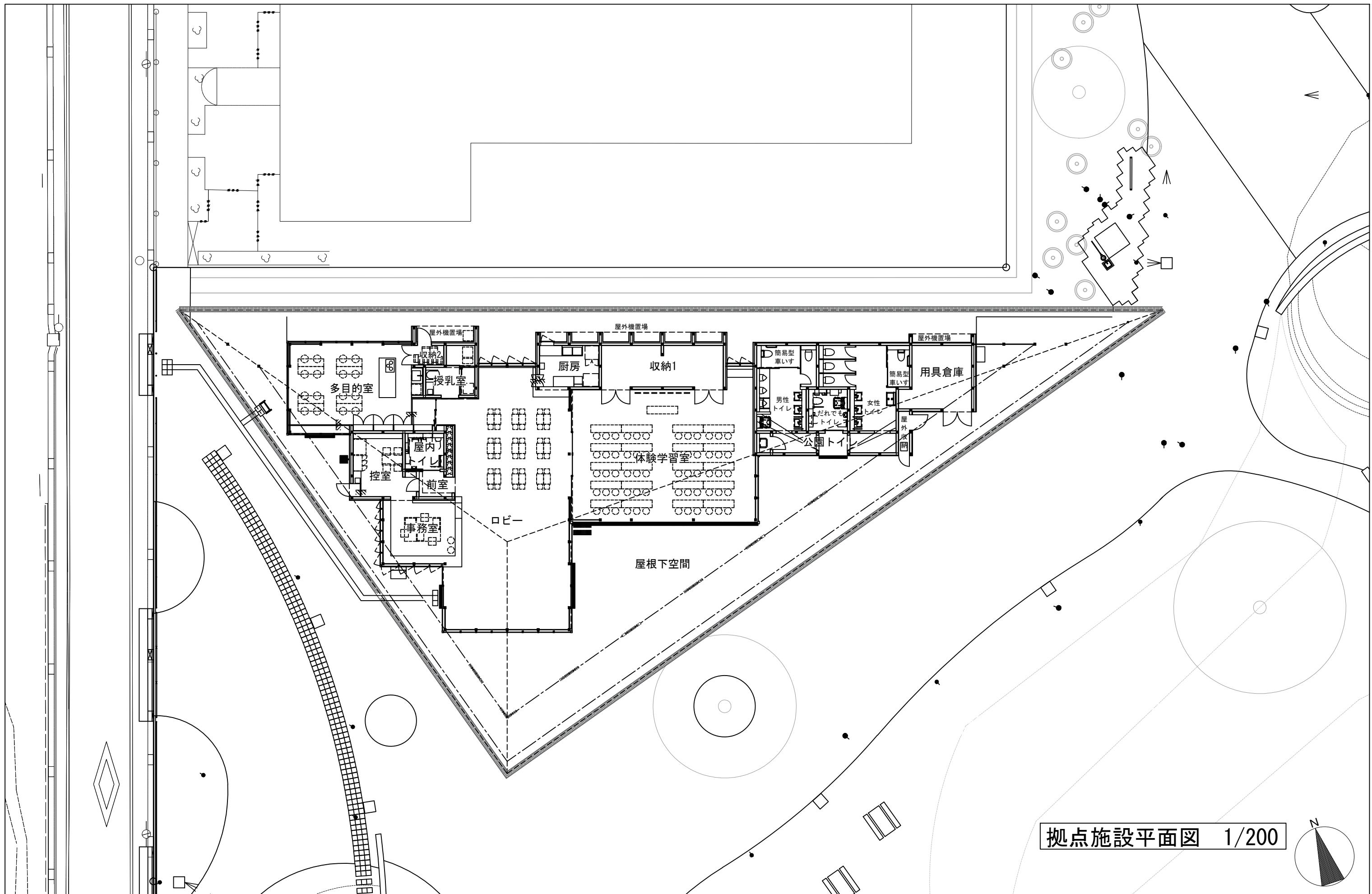
建築物面積表

建築面積(m ²)	703.99m ²
建ぺい率	2.96%
延べ面積	482.73m ²
(拠点施設)	431.17m ²
(ナーセリー)	51.56m ²
容積対象面積	449.62m ²
容積率	1.89%

案内図 1/2000







世田谷区立玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事 3

